

安芸高田市公共施設等総合管理計画

平成27年2月

 広島県安芸高田市

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 1. 背景と目的 | 1 |
| 2. 位置付け | 1 |
| 3. 方針期間 | 1 |
| 4. 対象範囲 | 2 |
| 第2章 本市の現状 | 3 |
| 1. 人口推移 | 3 |
| 2. 社会状況の変化 | 3 |
| 3. 財政状況 | 4 |
| (1) 歳入 | 4 |
| (2) 歳出 | 5 |
| 4. 人口推計を踏まえた今後の財政状況について | 6 |
| 第3章 公共施設の現状と課題 | 7 |
| 1. 公共建築物の現状と課題 | 7 |
| (1) 施設用途別保有状況 | 7 |
| (2) 築年別整備状況 | 8 |
| (3) 耐震化状況 | 9 |
| (4) 課題 | 9 |
| 2. インフラ資産の現状と課題 | 10 |
| (1) 現状 | 10 |
| (2) 課題 | 11 |
| 第4章 公共施設等総合管理基本方針 | 13 |
| 1. 公共建築物管理基本方針 | 13 |
| (1) 学校施設 | 13 |
| (2) 産業系施設 | 13 |

| | |
|-------------------------|----|
| (3) 公営住宅（市有住宅含む） | 14 |
| (4) スポーツ施設 | 14 |
| (5) 庁舎 | 14 |
| (6) 文化施設 | 14 |
| (7) 集会施設 | 14 |
| (8) 博物館等（人権会館・地区集会所を含む） | 15 |
| (9) 幼稚園・保育園・こども園 | 15 |
| (10) 消防施設 | 15 |
| (11) 保健施設 | 15 |
| (12) その他施設 | 15 |
| | |
| 2. インフラ資産管理基本方針 | 17 |
| | |
| 3. 実行体制の整備 | 17 |
| (1) 推進体制 | 17 |
| (2) 財政との連携 | 17 |
| (3) 協働の推進 | 17 |
| (4) 職員意識改革の推進 | 17 |
| | |
| まとめ | 18 |

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

本市では、これまで「教育施設」「市営住宅」「集会施設」などの公共建築物や「道路」「上下水道」などのインフラ資産といった公共施設を整備し、市民の皆様へのサービス向上、都市機能の充実に努めてきました。

しかし、これら公共施設は高度経済成長期とその後の約10年の期間を中心として建設されており、建設から相当の年数を経過する施設が多くなっていることから、今後、安全・安心なサービス提供のための維持補修に加え、大規模改修や建て替えが必要となることが見込まれるとともに、その時期が集中することが予想されています。また、社会構造や市民ニーズの変化により、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性にも迫られています。

一方で、財政面では、人口減少等による市税収入の減少、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の支出増加により、全国の多くの自治体においては財政状況の悪化が著しく、老朽施設の更新経費や維持管理経費を確保することが課題となっており、本市においても例外ではない状況となっています。

こうした課題を解決し、限られた行政資源を有効に配分し、更なる市民サービスの質の向上を図るためには、個々の公共施設を管理していくのではなく、公共施設全体を貴重な経営資源として捉え、施設の集約化・既存施設の有効活用を行う必要があります。

このため、本市では、公共施設の利活用促進や統廃合を進め、計画的かつ効率的な公共施設整備を行うとともに、施設の長寿命化を行うことにより将来負担の軽減を図ることを目的として「公共施設の総合的な管理」を推進していきます。

このような取り組みの基本的な方向性を示すため、安芸高田市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」といいます。）を策定しました。

2. 計画の位置付け

管理計画は、安芸高田市民と行政のまちづくりの指針である「安芸高田市総合計画」を含めた市の関連計画との整合を図るとともに、「第3次安芸高田市行政改革大綱」と連動し、施設面における基本的な取組を示すものです。

3. 計画期間

高度経済成長期とその後の約10年の期間を中心として建設・整備された公共建築物の建替え更新時期やインフラ資産の補修時期が今後の20年間に集中することから、平成27年度（2015年度）から平成47年度（2035年度）までの20年間を対象期間と

します。

4. 対象範囲

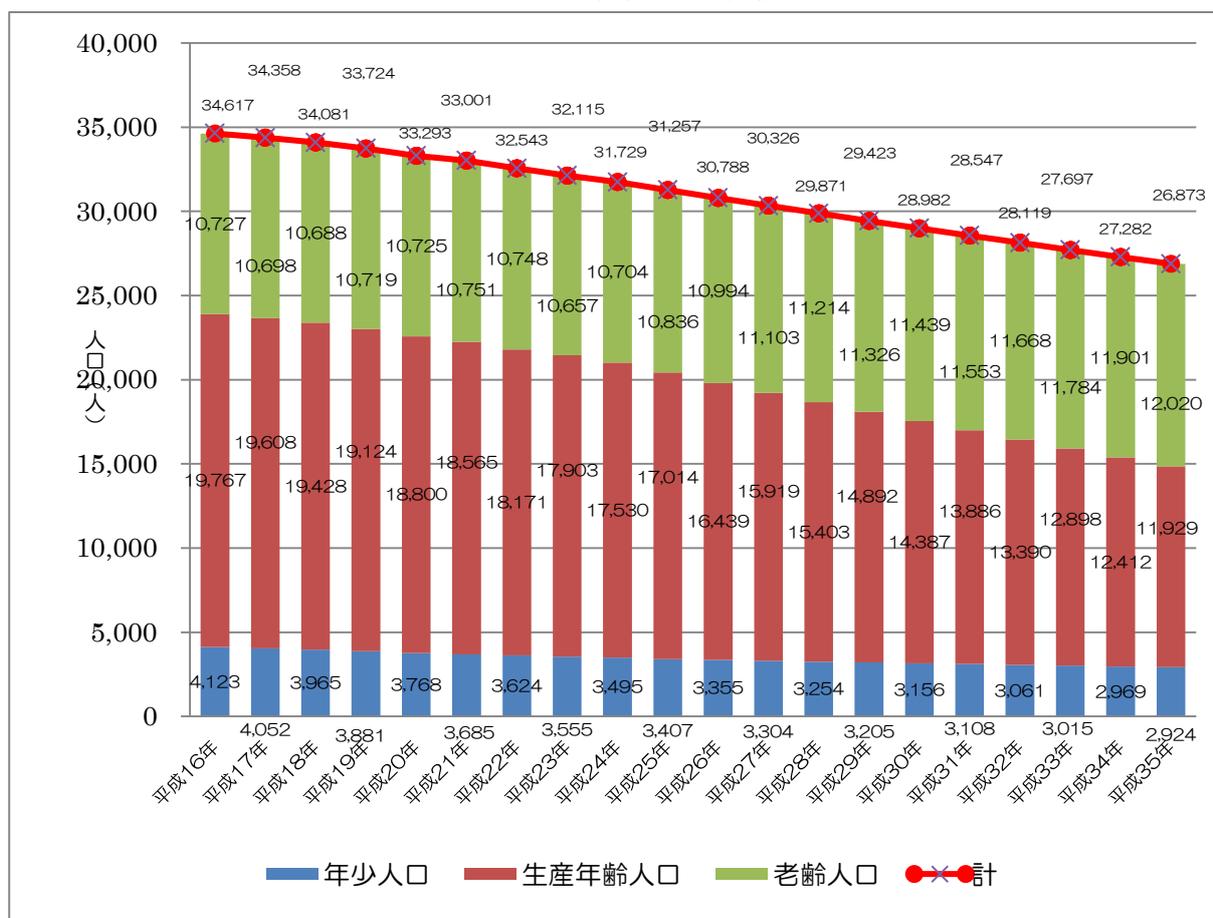
本市が所有する財産のうち、全ての公共施設（小規模で簡易な建築物を除く。）及び当該施設が立地する土地を対象とします。

第2章 本市の現状

1. 人口推移

本市の人口推移は、平成16年（2004年）の合併時に34,617人（外国人を含む。）でしたが、平成25年（2013年）には31,257人で、3,360人減少し、合併以降も人口の減少が続いています。人口構成を見ると、老年人口（65歳以上）が増加し、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少しています。

〔図2-1-1 本市の人口推移〕



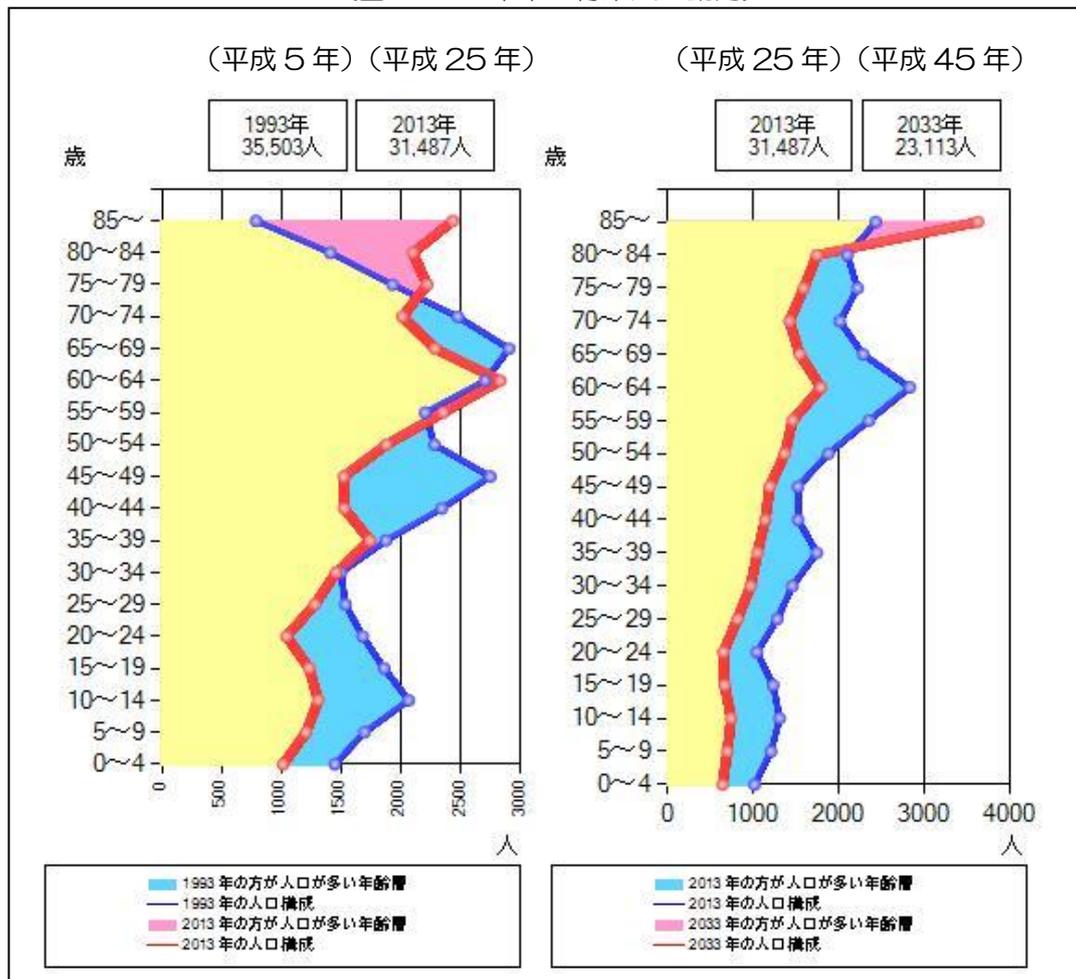
（出典）総務部財産管理課「安芸高田市公共施設現況分析調査」平成25年9月

2. 社会状況の変化

国立社会保障・人口問題研究所の予測による本市の将来人口動向では、平成45年（2033年）に人口は23,113人となり、生産年齢人口が大幅に減少する一方で、老年人口は年少人口の約4.8倍となることが予測されています。このような人口減少や人口構成の変化に合わせて、高齢化社会に対応した施設の整備や、少子化により使用頻度の減少した施設の用途の見直しや統廃合などの施設の有効活用を行う必要があ

ります。

〔図 2-2-1 本市の将来人口動向〕



| | 平成 5 年 (1993 年) | 平成 25 年 (2013 年) | 平成 45 年 (2033 年) | 増減 |
|----------------|-----------------|------------------|------------------|-----------|
| 総人口 | 35,503 人 | 31,487 人 | 23,113 人 | ▲12,390 人 |
| 高齢人口 (65 歳以上) | 26.8% | 35.2% | 43.0% | 16.2% |
| 生産人口 (15~64 歳) | 58.5% | 53.6% | 48.0% | ▲10.5% |
| 年少人口 (0~14 歳) | 14.7% | 11.2% | 9.0% | ▲ 5.7% |

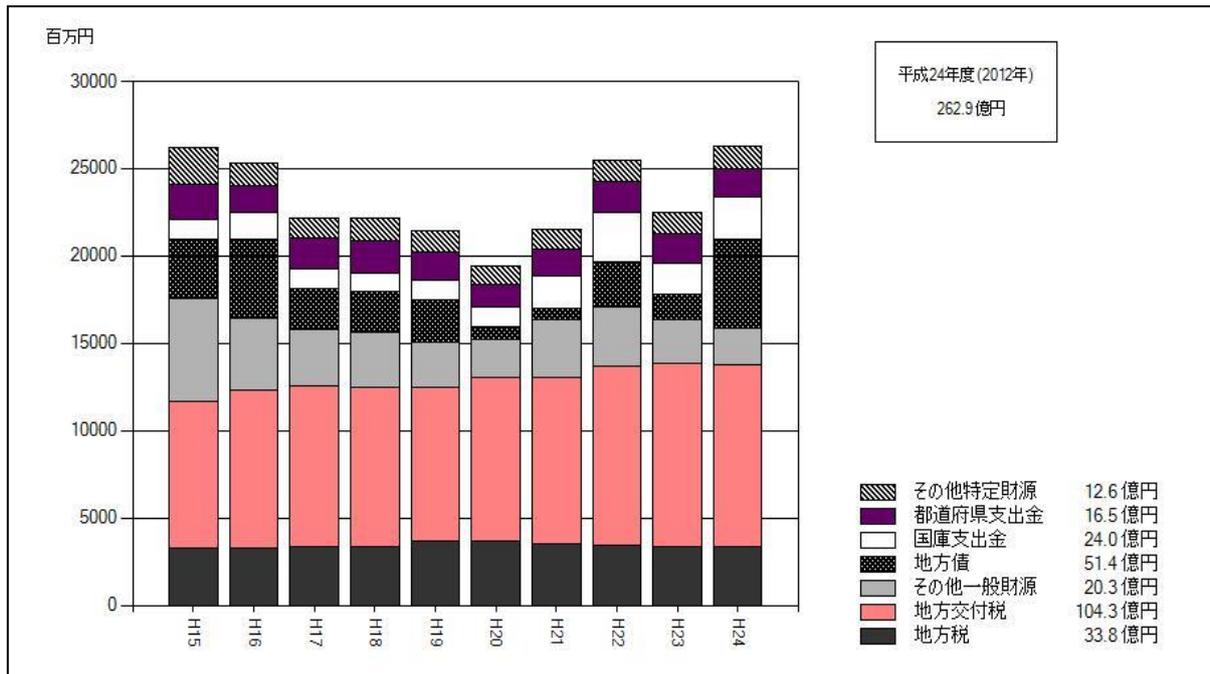
(出典) 安芸高田市総務部財産管理課「公共施設の更新に係る費用の簡便な推計について」平成 26 年 5 月

3. 財政状況

(1) 歳入

平成24年度における歳入総額は262億円となっており、国の景気対策及び新市建設計画に基づく事業の実施により、合併以降200~250億円で推移しています。主な自主財源である地方税収入については、概ね33億円前後で推移しています。

〔図 2-3-1 歳入決算額の推移（普通会計決算）〕

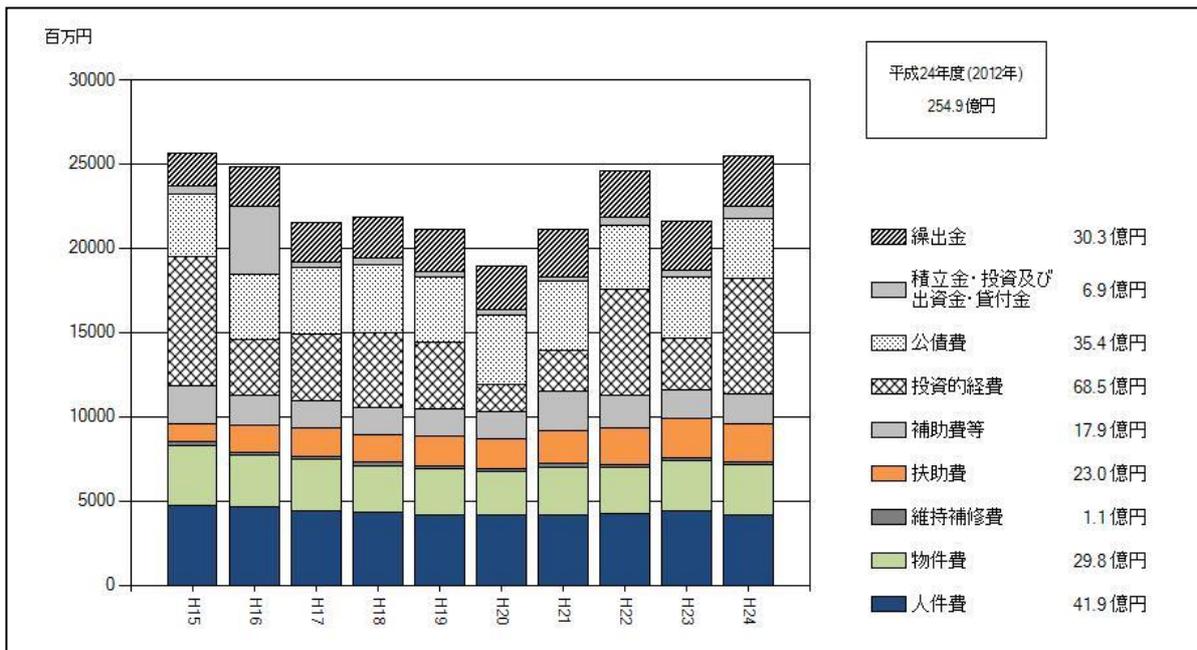


(出典) 安芸高田市総務部財産管理課「公共施設の更新に係る費用の簡便な推計について」平成 26 年 5 月

(2) 歳出

安芸高田市職員定員適正化計画等の取り組みにより人件費は減少傾向にあるものの、扶助費は増加傾向にあります。また、新市建設計画に基づく事業の実施により投資的経費の増加が特徴的となっています。

〔図 2-3-2 歳出決算額の推移（普通会計決算）〕



(出典) 安芸高田市総務部財産管理課「公共施設の更新に係る費用の簡便な推計について」平成 26 年 5 月

4. 人口推移を踏まえた今後の財政状況について

歳入の面において、生産年齢人口の減少に伴う個人市民税による市税収入の減少が予想されます。また、地方交付税においては、平成 26 年度からの合併特例加算の段階的な縮減による減額及び総人口の減少による減額が始まることから、本市一般財源縮小傾向とならざるを得ない状況となっています。

一方、歳出の面において、人件費は定員適正化計画等の取り組みによる適正な定員管理により減少傾向にあるものの、高齢化による医療、高齢者福祉などの社会保障費の増加に伴い扶助費は増加していくものと考えられます。これらのことから、本市の財政状況は現在より厳しいものとなっていくと考えられます。

第3章 公共施設の現状と課題

1. 公共建築物の現状と課題

(1) 施設用途別保有状況

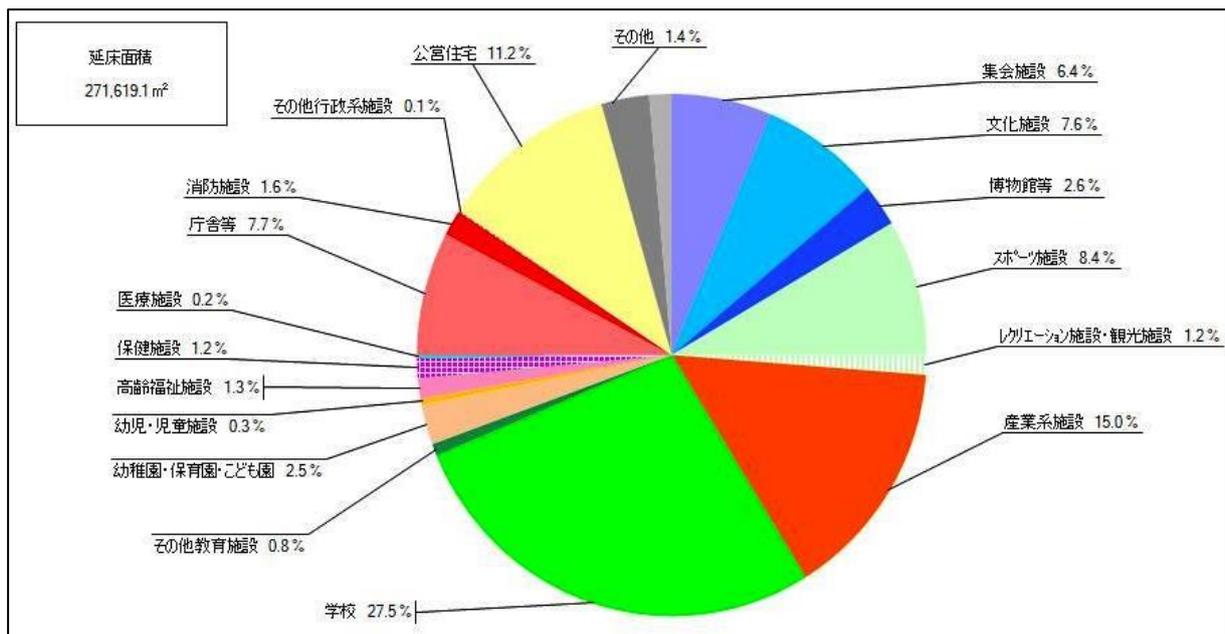
管理計画が対象とする施設数は、平成25年3月末時点で277施設、総延床面積は271,619㎡であり、市民一人当たりでは8.68㎡となっています。

用途別では、学校施設(74,673㎡、27.5%)が最も多く、次に産業系施設(40,706㎡、15.0%)、公営住宅(30,500㎡、11.2%)の順となっており、この3用途だけで全体の約半分を占めていることがわかります。

(注) 市民一人当たりの面積算定にあたっては、平成25年4月1日時点の本市住民基本台帳人口(31,257人)を使用。

〔図 3-1-1 用途別の面積と割合〕

| 用途別 | 面積 (㎡) | 割合 | 用途別 | 面積 (㎡) | 割合 |
|--------------|--------|-------|---------------|---------|------|
| 学校 | 74,673 | 27.5% | 消防施設 | 4,294 | 1.6% |
| 産業系施設 | 40,706 | 15.0% | 高齢福祉施設 | 3,478 | 1.3% |
| 公営住宅 | 30,500 | 11.2% | レクリエーション・観光施設 | 3,355 | 1.2% |
| スポーツ施設 | 22,832 | 8.4% | 保健施設 | 3,308 | 1.2% |
| 庁舎等 | 20,905 | 7.7% | 幼児・児童施設 | 934 | 0.3% |
| 文化施設 | 20,588 | 7.6% | 医療施設 | 441 | 0.2% |
| 集会施設 | 17,284 | 6.4% | その他行政系施設 | 192 | 0.1% |
| 供給処理施設 | 8,272 | 3.0% | その他教育施設 | 2,057 | 0.8% |
| 博物館等 | 7,151 | 2.6% | その他 | 3,843 | 1.4% |
| 幼稚園・保育園・こども園 | 6,795 | 2.5% | 合計 | 271,619 | 100% |



(注) 用途別面積の和は小数点以下を切り捨てているため合計面積と一致しません。

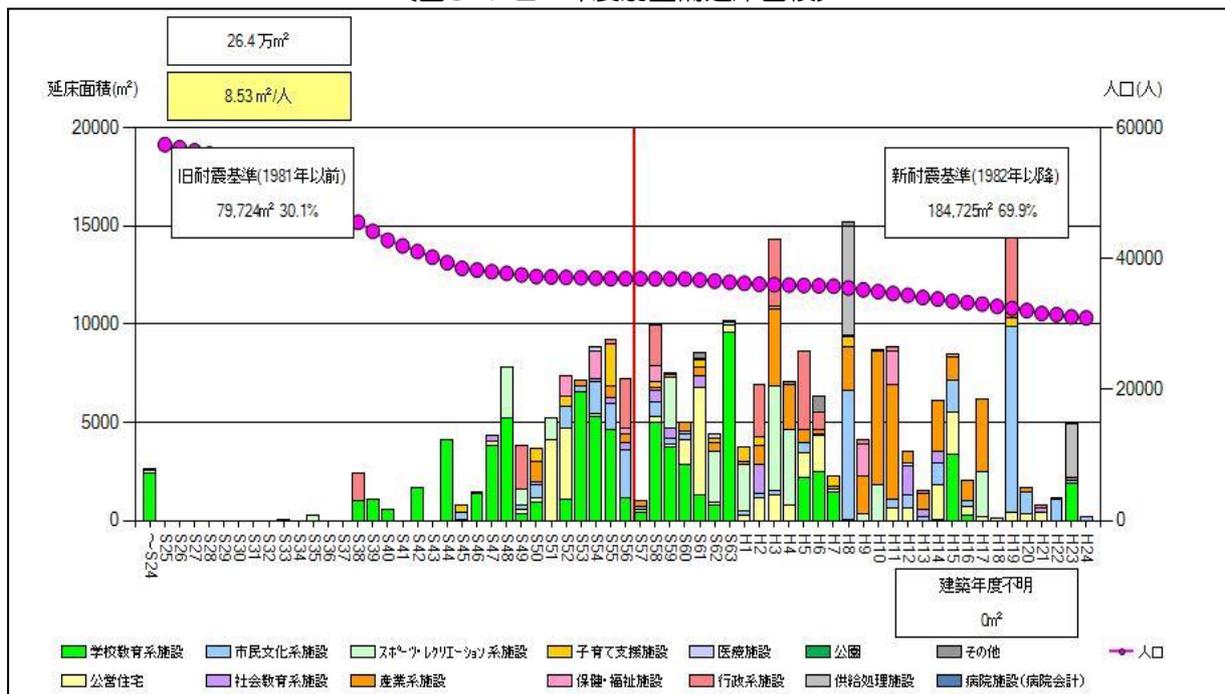
(出典) 安芸高田市総務部財産管理課「公共施設の更新に係る費用の簡便な推計について」平成26年5月

(2) 築年別整備状況

昭和40年代から木造校舎から建て替えが進んだ学校教育系施設の整備が進められるとともに、人口対策から公営住宅の整備も進められています。平成になってからは、人口対策は若者定住施策を主眼にスポーツレクリエーション系施設及び市民文化系施設の整備が多く行われています。また、本市の特徴として地域経済の活性化によるまちづくりが進められ、産業系施設の整備も積極的に行われています。

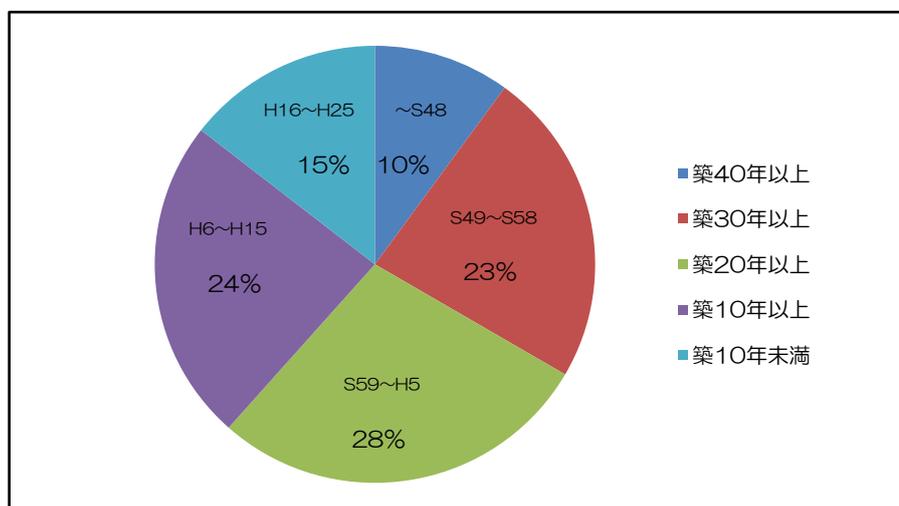
すでに建築後30年を経過している施設（昭和58年（1983年）以前に建築した施設）は、90,737㎡、全体の33%となっています。

〔図3-1-2 年度別整備延床面積〕



(出典) 安芸高田市総務部財産管理課「公共施設の更新に係る費用の簡便な推計について」平成26年5月

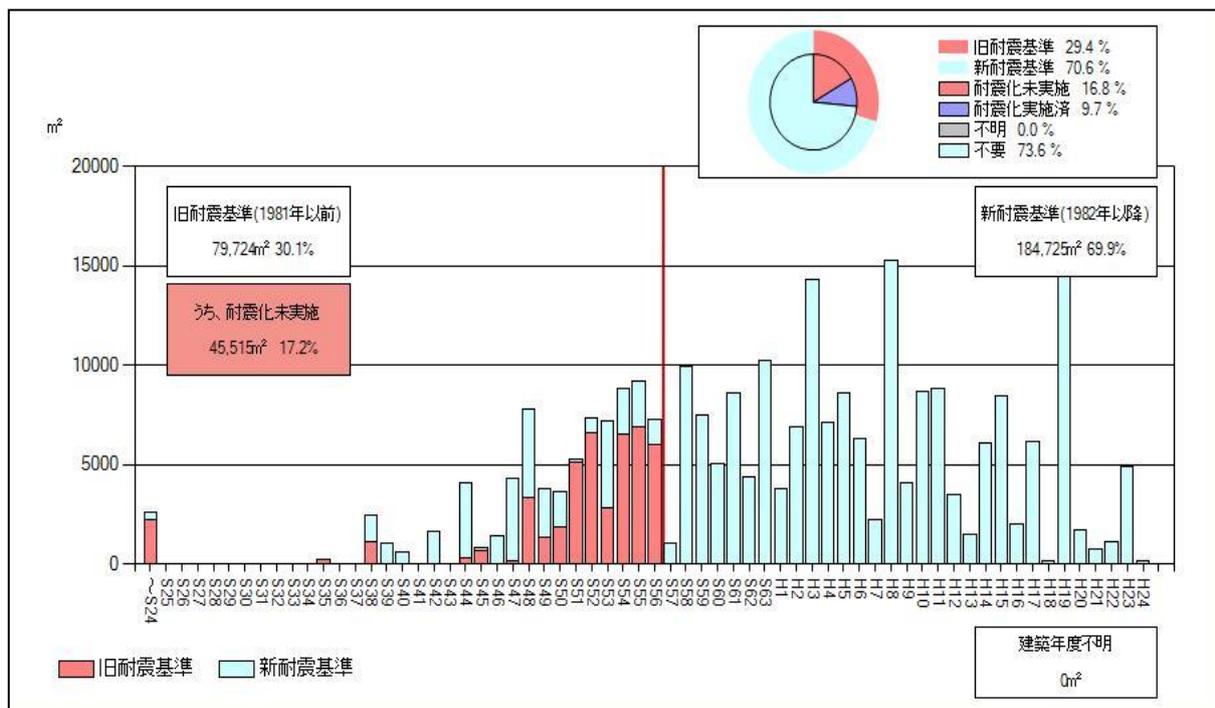
〔図3-1-3 築年別延床面積の割合〕



(3) 耐震化状況

旧耐震基準である昭和56年（1981年）5月以前に建築された施設は79,724㎡、全体の30.1%となっています。本市では、教育施設を中心に耐震対策に取り組んでおり、平成24年度（2012年度）までに約8割の施設が耐震性能を有しています。

〔図3-1-4 耐震化延床面積〕



(出典) 安芸高田市総務部財産管理課「公共施設の更新に係る費用の簡便な推計について」平成26年5月

(4) 課題

前述のとおり、本市公共建築物は、今後急速に老朽化が進行していきます。これらの公共建築物の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

以下の条件のもと、一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」により平成25年度から平成64年度の40年間で発生する更新・大規模改修の費用を試算すると、総額で約1,074億5千万円（年平均で約26億9千万円）となります。

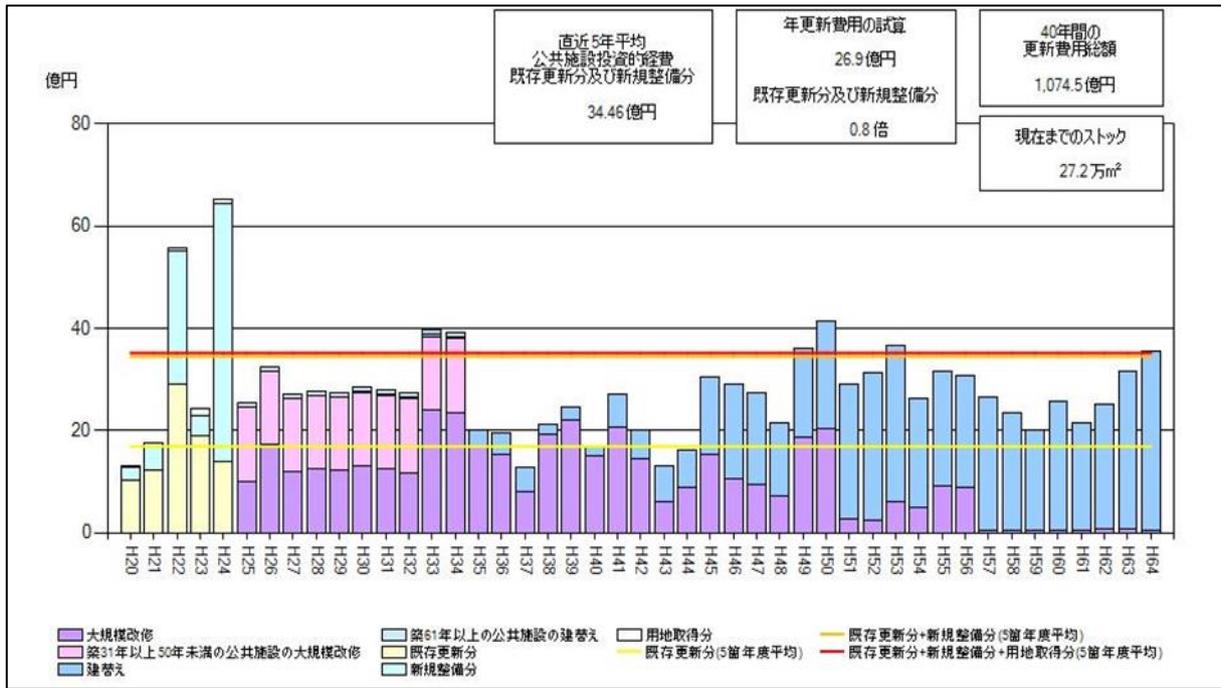
一方、過去5年間の既存施設の更新・大規模改修に要した費用は、年平均で約18億円（図3-1-5の黄色横線）であり、この支出規模を今後も維持できると仮定しても年間あたり約8億9千万円が不足するものと考えられます。

この不足額は、財政面で人件費の削減及び施策の集中と選択をさらに進めるとともに、公共施設の再編を行い、大規模改修及び更新を優先順位を付けて行うことで解消する必要があります。

〔前提条件〕

- ・現在保有する公共建築物を全て保有し続ける。
- ・現在保有する公共建築物を大規模改修（建築30年後）した後、一定期間後（大規模改修30年後）に同規模で建て替える。
- ・維持更新費は、更新・大規模改修費用を含む。

〔図3-1-5 将来更新費用推計表〕



〔出典〕安芸高田市総務部財産管理課「公共施設の更新に係る費用の簡便な推計について」平成26年5月

2. インフラ資産の現状と課題

(1) 現状

インフラ資産は、生活および産業の基盤となる公共施設であり、市民生活や地域の経済活動を支えています。本市の主なインフラ資産の保有量は、表3-2-1のとおりとなっています。

〔表3-2-1 主なインフラ資産の保有量（平成25年3月末時点）〕

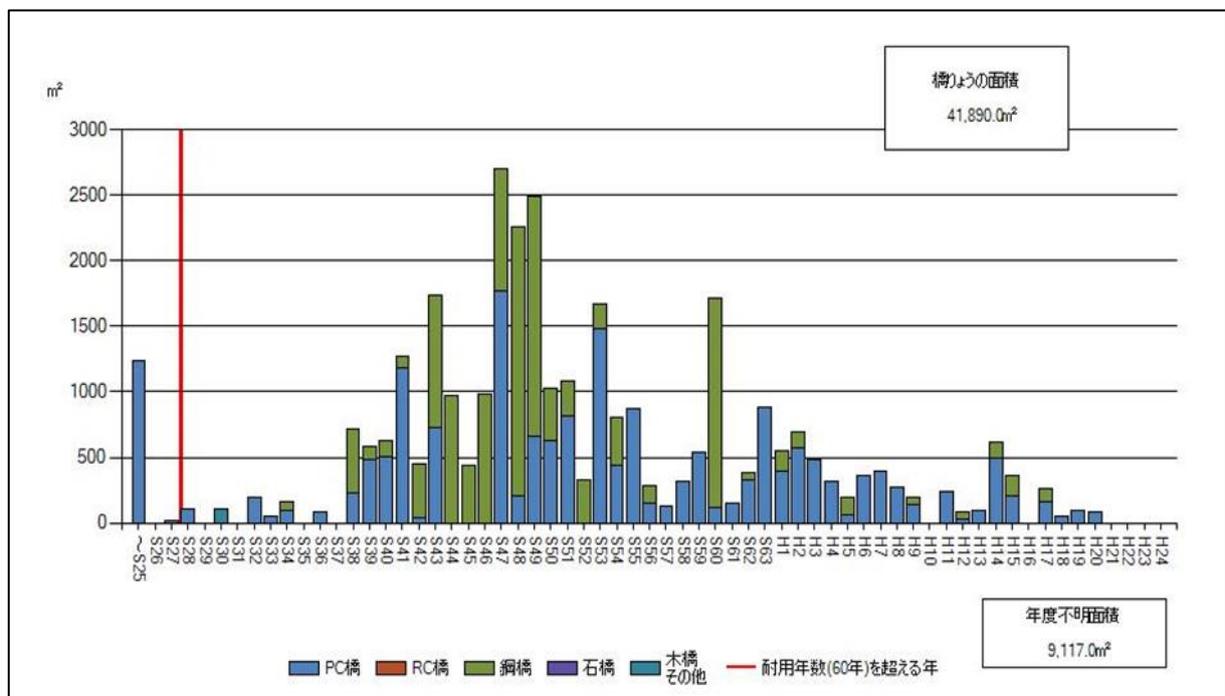
| 種別 | 主な施設 | 施設数 |
|------|--------|-------|
| 道路 | 道路延長 | 805km |
| | 橋りょう | 623橋 |
| | トンネル | 2箇所 |
| | 舗装（延長） | 727km |
| 農業施設 | 林道延長 | 153km |

| | | |
|-----|--------|--------|
| | 農道延長 | 228km |
| | 農村公園 | 20箇所 |
| 上水道 | 管路延長 | 525.km |
| | 浄水場 | 25箇所 |
| | 配水池 | 38箇所 |
| 下水道 | 管路延長 | 270km |
| | 浄化センター | 16箇所 |

(2) 課題

本市インフラ資産のうち、橋りょうなどの構築物の中には、建設後50年を経過しているものもあり、今後急速に老朽化が進行していくことが懸念されます。

〔図3-2-2 構造別橋りょうの年度別整備面積〕



以下の条件のもと、一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」により平成25年度から平成64年度の40年間で発生する更新・大規模改修の費用を試算すると、総額で約1,416億2千万円（年平均で約35億4千万円）となります。

一方、過去5年間の既存施設の更新・大規模改修に要した費用は、年平均で約5億7千万円（図3-2-3の黄色横線）であり、この支出規模を今後も維持できると仮定しても年間あたり約29億7千万円が不足するものと考えられます。このように公共建築物のみならずインフラ資産の更新予算も不足することになります。このためインフラ資産の更新についても長寿命化を含めた個別計画により検討します。特に受益者負担のあり方について十分な検討を行う必要があります。

〔前提条件〕

①道路

- 現在の道路の総面積を、舗装部分の更新（打換え）の耐用年数（15年）で除したものを1年間の舗装部分の更新量として仮定し、更新単価（一般道路4,700円/㎡、自転車歩行者道路2,700円/㎡）を乗じて算定。

②橋りょう

- 整備した年度から60年を経た年度に更新すると仮定し、更新単価（PC橋425千円/㎡、鋼橋500千円/㎡）を乗じて算定。

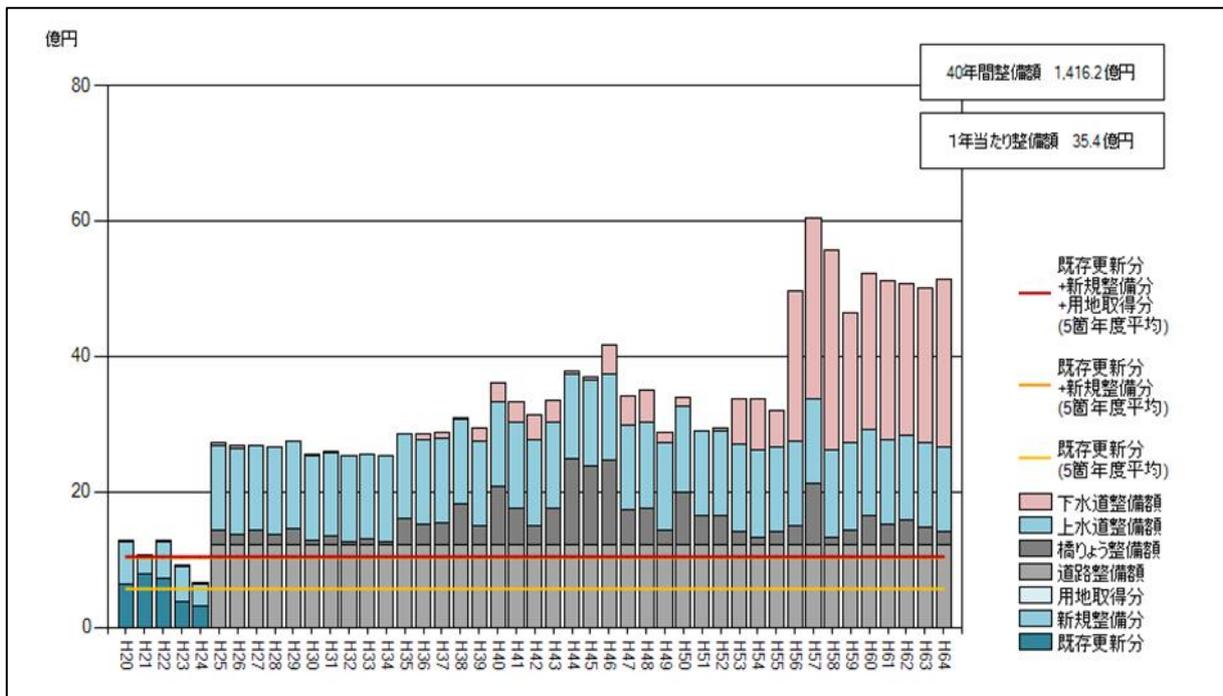
③上水道

- 上水道については、水道事業及び簡易水道事業を推計。
- 現在の管径別延長を、管の更新の耐用年数（40年）で除したものを、1年間の更新量として仮定し、更新単価（導水管及び送水管300mm未満100千円/m、配水管150mm以下97千円/m・200mm以下100千円/m）を乗じて算定。

④下水道

- 下水道については、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及びコミュニティプラントを推計。
- 整備した年度から、耐用年数（50年）で除したものを、1年間の管の更新量として仮定し、更新単価（コンクリート管及び塩ビ管等124千円/m）を乗じて算定。

〔図3-2-3 将来更新費用推計表〕



第4章 公共施設等総合管理基本方針

1. 公共建築物管理基本方針

住民の負担を増加させないことを基本に、人口の減少を見越した長期的視点から、総量を現在ある施設の30%以上削減することを目標とし、以下の施設ごとの基本方針に基づき、短期的（5年以内）に取り組めるものは行財政改革として実施し、中期的（10年以内）及び長期的（20年以内）に行うものは施設類型ごとに個別計画を策定します。今後も継続的な利用を行う施設については、これまでの対処療法的な維持管理から経営的視点に立った計画的な維持管理による施設の長寿命化を行うことでライフサイクルコストを縮減するとともに、耐震性が確保されていない施設については計画的に耐震化を実施します。また、この計画の内容については、今後の財政状況や人口動態に応じて、適宜見直しを行います。

《総延床面積の縮減目標》

総延床面積を20年間で30%以上削減（平成25年3月末比）

(1) 学校施設

学校施設は、次代を担う子どもたちが真に必要なとする教育環境の充実に視点を置きます。このため、現在、進めている学校規模適正化計画の進捗状況と整合性を図り進めます。

(2) 産業系施設

- ① 利用状況が少なく老朽化した農機具格納庫及び共同作業場等は、短期的に譲渡及び廃止を進めます。
- ② 公の施設は、全市民が利用できることが原則であることから、短・中期的に受益を受ける範囲が限られる施設は譲渡を進め、事業効果による政策補助に転換を行います。
- ③ 神楽門前湯治村及び高宮湯の森等の施設は、運営主体が施設を保有せず、公の施設となっています。このことは、運営主体に減価償却が発生しないことを意味します。指定管理料と合わせて、更には減価償却費も公費において補填されて経営が継続されることから、老朽化により施設が償却した時点において経営破綻するか、新たな公の施設を建設しなければならないこととなります。本市への貴重な入込客を導く施設であり、旧町が地域経済活動の支援により地域活性化を図っていたことから、中・長期的にあり方の検討を行います。なお、経営状況が市民に分かりにくいことから、施設譲渡による減価償却を含めた経営

内容の明確化、不足額について政策的補助金を支出するなど可視化を図り、あり方を検討することも一つの方法です。

(3) 公営住宅（市有住宅含む）

老朽化及び耐震性のない公営住宅は、廃止を進めます。なお、公営住宅は使用料で施設管理費が補填できること及び法的に低所得者で住宅に困窮する者を公的に援助する目的があることから、将来需要を見極め大規模改修及び更新を行います。

(4) スポーツ施設

吉田運動公園体育館、吉田温水プール、B & G海洋センター、地域の小規模体育館及びプール等がこれに該当します。広域的な視点で統廃合を行い、利用実態の少ない体育館及びプール等は廃止します。

(5) 庁舎

旧町の大規模な庁舎は、合併以降において支所庁舎として使用し、空きスペースの利活用計画を進めてきましたが、有効活用が図れていない状況となっています。言い換えれば、支所周辺の公共施設を利用するため、空きスペースの需要がないものと判断できます。支所周辺の市民文化施設等への移転を進め中期的に廃止します。なお、本庁及び支所からの遠隔地においては、地理的条件（図4-1-1）を考慮しマンパワーの配置を考慮します。

(6) 文化施設

ホール機能を備えた文化施設は、多くは合併前の旧町において整備され、新市建設計画においても市民文化センター（クリスタルアージュ）及び向原生涯学習センターみらいの建設により、旧町1施設の体制となりました。文化施設は施設面積も広く維持管理に多額の経費を要しますが、当面は、旧町1館体制とし類似施設の整理を行います。また、中期的に、将来の人口減を見据えて事務所等他の施設との共同利用も視野に検討を行う必要があります。（建物の大規模改修が必要な時期には、少子高齢化により利用人数は大幅に減少します。）

(7) 集会施設

基幹集会所（33基幹集会所）は、市内32の自治振興組織の活動拠点とし規模の適正化を図りつつ集会機能に特化した大規模改修及び更新を行い、維持します。なお、自治振興組織の活動拠点として活用されず、利用実態が少ない基幹集会所については廃止します。また、従前の老朽化している公共的施設等を活用している基幹集会所については、規模の適正化を図りながら計画的に更新します。なお、地区集会所（社会教育施設に分類されるものを除く。）は、第1次行政改革の方針により、既に地域へ

無償譲渡又は廃止等（87地区集会所）しました。

（8）博物館等（人権会館・地区集会所を含む）

- ① 博物館等は、歴史民俗博物館及び八千代の丘美術館に集約し、類似施設は廃止します。
- ② 人権会館は、役割を尊重しながらあり方を検討します。
- ③ 地区集会所は、役割を検討しながら譲渡又は廃止を進めます。

（9）幼稚園・保育園・こども園

- ① 幼稚園は、民間での運営も可能であることから公立での設置の必要性について、国が行っている幼保一元化（認定こども園）の方向性を確認しながら短・中期的に検討を行います。
- ② 保育園は、学校と同様に次代を担う子どもたちが真に必要とする保育環境の充実に視点を置き、送迎関係の保護者の利便性を判断し統合を推進します。また、老朽化が著しい保育所も多くあることから、第2次行政改革の方針である「民間活力の活用」により、民設民営又は指定管理者制度の導入により保育所規模適正化計画を進めます。

（10）消防施設

人口の推移を勘案し、中期的に検討を行います。

（11）保健施設

保健センターは、中央保健センターにおいて十分な活動を行うことができることから、老朽化した他の保健センターは廃止します。なお、地域の活動においては基幹集会所等を利用します。

（12）その他施設

その他の施設は、人口の推移及び利用状況により公共施設の最適化を行います。

2. インフラ資産管理基本方針

道路及び橋りょう等のインフラ資産は、国土保全として国道等との整合性を図り、一体的に計画する必要があります。特に、橋りょうは10年後（平成35年度）から更新を必要とする橋数が飛躍的に増加します。国の政策として、補助対象の拡充が図られることが想定できますので、国土交通省等の情報に注視し、長寿命化を推進しながら別途に中・長期的かつ継続的な個別計画を作成します。上下水道は、受益者負担を原則とするインフラ資産です。個別計画を策定する中で、受益者負担の適正化についても検討を行います。

3. 実行体制の整備

（1）推進体制

計画の推進にあたっては、行財政改革の事項として取り組むことから本市行財政改革実施組織において組織横断的な調整機能を発揮しつつ進行管理を行うとともに、計画の改定や目標の見直しを行います。

なお、計画実施は技術的な検証が重要であり専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、技術的手法や管理水準の見直しを的確に実施できる体制を整えていく必要があります。

（2）財政との連携

策定した計画も財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な計画推進を実施していくためには、予算編成部署との連携が不可欠です。そのため、計画推進により新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。

また、更新に係る予算の財源確保のため、計画的な公共施設管理運営基金の積み立てを行います。

（3）協働の推進

施設整備、更新、維持管理、運営をより効果的かつ効率的に行うため、PPPやPFIなどの民間活力の活用を検討します。また、市民と公共施設にかかる問題意識の共有化を図るため積極的に情報開示を行います。

（4）職員意識改革の推進

全庁的に計画を推進していくためには、職員が公共建築物やインフラ資産の現状や計画策定の意義などを十分理解し、これまでの対処療法的な維持管理から経営的視点に立った計画的な維持管理へと方向転換を行っていくとともに、社会経済状況や市民二

ーズの変化に対等できる職員自らが創意工夫を実践して行くことが重要です。そのためには、研修会等を通じて職員の啓発に努め、公共施設のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。

〔ま と め〕

- ① 人口減少及び増大するインフラ資産の更新を考慮すると、現在の公共施設の総量を維持し続けることは不可能と判断できます。
- ② 本市が特別なわけではありません。全国の市町村で同じ問題が起こります。積極的に情報開示を行います。
- ③ 現在の便利さや豊かさだけを求めて結論を先送りすることは、次世代に大きな負担を押し付けることとなります。状況を適格に分析し早めの対策が必要です。
- ④ 本市行財政改革の最優先事項として、全庁一丸となり同計画の推進に取り組みます。

